# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 17 | 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業実施に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

富士宮市長

## 公表日

令和8年3月26日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | 【概要】<br>自立支援給付には、障害福祉サービス、自立支援医療及び補装具給付がある。障害福祉サービスとは、障がいに起因する日常生活上継続的に必要な介護支援や、障がい者が地域で生活を行うための訓練的支援である。自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。補装具制度は、身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完又は代替するための用具の支給を行う制度である。また、地域生活支援事業とは、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことがきでるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、もって障がい者の福祉の増進を図るものである。<br>これらサービスに関する支給決定事務等を行う。<br>【内容】<br>①支給申請の受付<br>　申請書と必要書類を受付する。<br>②支給決定内容の審査<br>　提出された申請書類を確認し審査を行う。<br>③利用者負担額の算定<br>　課税状況等により利用者負担額を算定する。<br>④決定通知<br>　サービスの種類や量等を決定し受給者証等を発送する。<br><br>特定個人情報ファイルは、個人の住所・氏名・世帯構成の確認、税情報に基づく負担額の決定、住民異動の確認（死亡や転居・転出）等の活用する。 |
| ③システムの名称 | GPRIME福祉総合・団体内統合宛名システム・中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 自立支援給付（障害福祉サービス受給者ファイル、自立支援医療受給者ファイル、補装具費受給者ファイル）・地域生活支援事業受給者ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項および番号法別表117の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>第3欄に「市町村長」、第4欄に「障害者自立支援給付関係情報」とあるもの<br>11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161<br><br>【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37、75、144、145、146 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健福祉部障がい療育支援課 |
| ②所属長の役職名 | 障がい療育支援課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 保健福祉部障がい療育支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 保健福祉部障がい療育支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |

| 2. 取扱者数 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |

| 3. 重大事故 | |
|---|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　]<br>＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。 | |

| 9. 監査 | | | |
|---|---|---|---|
| 実施の有無 | [　] 自己点検 | [ ○ ] 内部監査 | [　] 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムへのアクセス権限を有する職員は、静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度毎作成し、権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年9月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成27年6月30日　時点 | 平成28年8月15日　時点 | 事後 | |
| 平成28年9月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成27年6月30日　時点 | 平成28年8月15日　時点 | 事後 | |
| 平成28年9月1日 | Ⅰ 2. 特定個人情報ファイル名 | 自立支援給付（障害福祉サービス受給者ファイル、自立支援医療（育成・更正）受給者ファイル、補装具費受給者ファイル）・地域生活支援事業受給者ファイル | 自立支援給付（障害福祉サービス受給者ファイル、自立支援医療受給者ファイル、補装具費受給者ファイル）・地域生活支援事業受給者ファイル | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 介護障害支援課長　佐野　俊寿 | 介護障害支援課長　角田　好和 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成28年8月15日　時点 | 平成29年4月1日　時点 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成28年8月15日　時点 | 平成29年4月1日　時点 | 事後 | |
| 平成30年8月24日 | Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署①部署 | 保健福祉部介護障害支援課 | 保健福祉部障がい療育支援課 | 事後 | |
| 平成30年8月24日 | Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 介護障害支援課長 | 障がい療育支援課長 | 事後 | |
| 平成30年8月24日 | Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先 | 保健福祉部介護障害支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145 | 保健福祉部障がい療育支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145 | 事後 | |
| 平成30年8月24日 | Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先 | 保健福祉部介護障害支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145 | 保健福祉部障がい療育支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1145 | 事後 | |
| 平成30年8月24日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成29年4月1日　時点 | 平成30年4月1日　時点 | 事後 | |
| 平成30年8月24日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成29年4月1日　時点 | 平成30年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成30年4月1日　時点 | 平成31年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成30年4月1日　時点 | 平成31年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅳ　リスク対策 | 無し | 新規作成（様式追加） | 事後 | |
| 令和2年3月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和1年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和2年3月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和1年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和1年12月1日　時点 | 令和2年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和1年12月1日　時点 | 令和2年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和3年3月1日 | Ⅵ 8. 監査　実施の有無 | [〇]自己点検　[　]内部監査　[　]外部監査 | [〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査 | 事後 | |
| 令和3年11月15日 | Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | （情報提供の根拠）<br>番号法第19条第7号および別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第12条、19条、30条、31条、44条<br>（情報照会の根拠）<br>番号法第19条第7号および別表第2の108、109、110の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第55条 | （情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号および別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第12条、19条、30条、31条、44条<br>（情報照会の根拠）<br>番号法第19条第8号および別表第2の108、109、110の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第55条 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和2年12月1日　時点 | 令和3年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和2年12月1日　時点 | 令和3年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和5年3月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和3年12月1日　時点 | 令和4年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和5年3月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和3年12月1日　時点 | 令和4年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和4年12月1日　時点 | 令和5年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和4年12月1日　時点 | 令和5年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | Ⅰ 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項および番号法別表第1の84の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第60条 | 番号法第9条第1項および番号法別表の117の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第60条 | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | （情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号および別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第12条、19条、30条、31条、44条<br>（情報照会の根拠）<br>番号法第19条第8号および別表第2の108、109、110の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第55条 | 【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>第3欄に「市町村長」、第4欄に「障害者自立支援給付関係情報」とあるもの<br>11,15,20,37,42,75,80,125,144,155,161<br><br>【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146 | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | Ⅰ 9. 規則第9条第2項の適用 | 無し | 新規作成（様式追加） | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和5年12月1日　時点 | 令和6年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和5年12月1日　時点 | 令和6年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | ⅳ 8. 人手を介在させる作業 | 無し | 新規作成（様式追加） | 事後 | |
| 令和7年3月3日 | ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | 無し | 新規作成（様式追加） | 事後 | |
| 令和8年3月1日 | Ⅰ3. 個人番号の利用 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第60条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 | 事後 | |
| 令和8年3月1日 | Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>第3欄に「市町村長」、第4欄に「障害者自立支援給付関係情報」とあるもの<br>11,15,20,37,42,75,80,125,144,155,161<br>【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146 | 【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>第3欄に「市町村長」、第4欄に「障害者自立支援給付関係情報」とあるもの<br>11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161<br>【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37、75、144、145、146 | 事後 | |
| 令和8年3月1日 | Ⅱ 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和6年12月1日　時点 | 令和7年12月1日　時点 | 事後 | |
| 令和8年3月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和6年12月1日　時点 | 令和7年12月1日　時点 | 事後 | |